

栄章規程

平成24年12月 1日制定

平成28年 2月20日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、この協会に功労、功績、勲功のあった者に対し、栄章を贈りその名誉を表彰するためこの規程を定める。

(栄章の種類)

第2条 この協会の贈与する栄章は次の6種とする。

功労章、勲功章、特別功績賞、審判員功労章、指導者功績章、地域スポーツ振興章

(栄章贈与の区分)

第3条 栄章の贈与区分を次の通り定める。

功 労 章 この協会に功労のあった者に贈与する。

勲 功 章 この協会に勲功のあった競技者に贈与する。

特 別 功 績 章 この協会に多額の金品を寄付された者及び多年にわたりこの協会発展のために貢献された者に贈与する。

審 判 員 功 労 章 この協会の審判員として、多年に亘って特に功労のあった者に贈与する。

指 導 者 功 績 章 長野県の陸上競技の指導者として、多年にわたって特に功績のあった者に贈与する。

地域スポーツ振興章 陸上競技をとおして地域スポーツの振興に、多年にわたり功績のあった者に贈与する。

(栄章の贈与方法)

第4条 栄章の贈与方法を次の通り定める。

(1) この協会の栄章審議特別委員会において毎年栄章贈与者の選考を行い、理事会の承認を得てこれを決定する。

(2) 地区陸協は毎年1回その管轄支部の栄章贈与候補者を選び、詳細な履歴書を添えてこの協会会長に推薦する。

(3) この協会会長は理事長に候補者名簿を作成させ、これを栄章審議特別委員会で審議させる。ただし、該当者のいない場合は贈与しないこともある。

(4) この協会が推薦する「公益財団法人長野県体育協会関係栄章候補者」「公益財団法人日本陸上競技連盟栄章候補者」及び「東海陸上競技協会表彰候補者」についても、本条(1)(2)(3)を準用する。

急逝者及び危篤急患の者が栄章に値するときは、理事長は速やかに会長と協議し栄章を贈与することができる。

(栄章贈与期日)

第5条 栄章の贈与は毎年度末に行うことを原則とする。贈与の際栄章ならびに章記を贈る。ただし、特に意義ある大会や式典の際に行っても良い。

附 則

本規程は平成24年12月1日から施行する。

本規程は平成28年2月20日から施行する。